

ブリタニヤによる金融サービス市場法第7編規制対象事業の譲渡について - Q&A 2020年9月

1. ブリタニヤは何をしているのですか？

Britannia Steam Ship Insurance Association Limited（以下、「ブリタニヤ」といいます。）では、全事業の Britannia Steam Ship Insurance Association Europe m.a.（以下、「ブリタニヤヨーロッパ」といいます。）への譲渡（以下、「本事業譲渡」といいます。）を提案中です。本事業譲渡には、ブリタニヤが引受けてきたすべての保険契約の移転が含まれます。

ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパは、いずれも Britannia Steam Ship Insurance Association (Holdings) Limited（以下、「ブリタニヤホールディングス」といいます。）の子会社であり、この Q&A では総称して、「ブリタニヤ P&I」と呼びます。

2. それをする理由は？

本事業譲渡により、英国の EU 離脱後の移行期間終了後（2020年12月31日の後）も、ブリタニヤ P&I が欧州経済領域（EEA）内の現行および過去の保険事業のサービシングを継続し、新たに EEA 域内の保険事業を引受けることが可能となります。

本事業譲渡が実現しない場合、2020年12月31日を過ぎると、ブリタニヤには EEA 域内の現行および過去の保険事業のサービシングが不能となり、新たな EEA 域内の保険事業を引受けることもできなくなります。

本事業譲渡にはブリタニヤの EEA 域外の保険事業も含まれるため、ブリタニヤ P&I は法的にも、企業および経営構造としても単独の保険会社、つまりブリタニヤヨーロッパによる費用効率のよりよい組織に立ち戻ることができるのです。本事業譲渡の完了後、ブリタニヤは保険事業を継続しないこととなります。

3. その方法は？

本事業譲渡は、2000年金融サービス市場法第7編に従い、保険事業譲渡計画によって効力を発します。これは、裁判所の承認を受けて一つの保険会社から別の保険会社に保険事業を譲渡するプロセスです。これには、本事業譲渡および保険契約者に対するその影響について検証し報告する独立専門家の任命を義務付けられ、イングランド・ウェールズ高等法院（「裁判所」）に本事業譲渡の承認を申請する必要があります。

裁判所の承認を前提として、本事業譲渡により、ブリタニヤのあらゆる権利、利益、義務、債務、ならびに各保険契約に基づく未定または既存の請求があればそのすべてが自動的にブリタニヤヨーロッパに移転することとなります。

4. 本事業譲渡の実施はいつですか？

ブリタニヤは、裁判所に本事業譲渡の承認を申請しており、その申請は2021年1月29日、Rolls Building, 7 Rolls Building, Fetter Lane, London（所在地）内の裁判所で聴取を受ける予定です。裁判所の承認および次項を前提として、本事業譲渡は2021年2月20日付で発効します。

ブリタニヤヨーロッパは、香港、シンガポールおよび日本のそれぞれの支店で保険事業を行う認可を申請中です。これらの支店のいずれかが 2021 年 2 月 20 日までに認可を受けられなかった場合、かかる認可が付与された時点でその支店を譲渡することになります。

5. 自分の保険契約や補償内容には変更がありますか？

お客様の保険契約条件にも、それに基づく補償内容にも一切変更はありません。これには、以下の項目が含まれます。

- 補償の契約条件、
- 保険料の金額、
- 請求、通知または問い合わせ用の連絡先、
- 保険契約期間、ならびに
- あらゆる既存の請求。

唯一の変更点は、お客様の保険契約条件による保険会社がブリタニヤヨーロッパになるということです。

6. ルクセンブルクで認可を受けたブリタニヤヨーロッパは、ブリタニヤと同様に安全で、規制が行き届くでしょうか？

裁判所による本事業譲渡の承認を前提として、ブリタニヤヨーロッパはブリタニヤの全債務とともに、その債務を支える資産もすべて譲受します。したがって、現在のブリタニヤよりも安全性の面で劣ることはありません。

さらにブリタニヤヨーロッパは、ルクセンブルク保険業監督局 (CAA) の認可および規制を受けていますが、ルクセンブルクが欧州連合加盟国であるため、欧州保険年金監督局が整合してソルベンシーII 規制を実施する規制体制にも従うことを条件とします。したがって、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパは、同等の規制体制の対象です。

7. 自分の補償は、現在と同じ財源で裏付けられるのでしょうか？

その通りです。質問 6 でご説明した通り、本事業譲渡後はブリタニヤの全資産をブリタニヤヨーロッパが利用可能となり、それで債務に対応することが可能になります。つまり、請求に応じるブリタニヤヨーロッパの能力が現在のブリタニヤの能力より劣ることはありません。

8. 自分の既存の請求はどう扱われるのですか？

ブリタニヤに対してすでに行った請求がある場合、それが本事業譲渡後はブリタニヤヨーロッパに対する請求となります。

とは言っても、その取り扱いは本事業譲渡がなかった場合とまったく同じ形で、引き続きティンドールライレーが処理します。お客様の請求は、ティンドールライレーの請求処理チームが査定し、ブリタニヤ P&I の規則に従って対応します。

今後も通常通り、お客様の請求に係るブリタニヤ P&I へのご連絡には、Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN (郵便宛先) または jbott@tindallriley.com への E メールで状況をご説明ください。 または、+44 (0)20 7407 3588 にお電話いただくことも可能です。

9. 自分に対応するブリタニヤ P&I の担当者には変更がありますか？ ブリタニヤ P&I との日常的な取引には変更が生じますか？

いいえ、ありません。上の質問 8 でご説明した通り、本事業譲渡後も引き続きティンドールライレーがブリタニヤ P&I の全業務を管理します。

したがって、お客様に対応するブリタニヤ P&I の担当者やお客様とブリタニヤ P&I との日常的な取引に変化を感じることは一切ありません。

10. 本事業譲渡後、ブリタニヤヨーロッパに不満を持った場合、苦情を申し立てる方法は？

上でもご説明した通り、本事業譲渡後のブリタニヤ P&I の業務は、引き続き全面的にティンドールライレーが管理します。 ブリタニヤヨーロッパに関する苦情の申立てをご希望の場合、Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN (郵便宛先) の Britannia P&I 宛に、または sking@tindallriley.com への E メールで、苦情の背景と理由をお伝えください。 または、+44 (0)20 7407 3588 にお電話いただくことも可能です。

11. お客様の利益を保護するために弊社で行ったことは？

保険契約者の利益を保護するため、Grant Thornton LLP のサイモン・シーフ (Simon Sheaf) 氏を独立専門家として任命しました。 同氏の責務は、本事業譲渡を検討してブリタニヤの全保険契約者への影響を評価し、その見解を報告書にまとめることです。

英国健全性監督機構が、英国金融行為規制機構との協議を通じてシーフ氏の任命を承認しました。

シーフ氏は報告書の中で、本事業譲渡により重大な悪影響を受ける保険契約者はいない、という結論に達しています。

この報告書の要旨を同封いたします。また、報告書全文をご希望の方は、質問 13 に明記した連絡先またはウェブサイトから、ブリタニヤ P&I までご連絡ください。

12. お客様の権利とは？

本事業譲渡により悪影響を受けるとお考えのお客様は、まず質問 13 に明記した連絡先まで、ティンドールライレー宛にご連絡ください。

また、2021 年 1 月 29 日に予定する裁判所聴取会にご出席いただき、ご本人または法定代理人が異議を表明する権利もあります。この聴取会は、Rolls Building, 7 Rolls Buildings, Fetter Lane, London EC4A 1NL (所在地) 内の裁判所で行われる予定です。

ご本人または代理人が、裁判所聴取会に出席を予定される場合、聴取会の日付または会場などに変更があればお知らせできるよう、可能な限り早急に、できれば聴取会の 10 営業日前までにお知らせいただくようお願いいたします。

本事業譲渡計画に反対の方、または本事業譲渡計画による悪影響を受ける可能性があるとお考えの方で、聴取会への出席を希望されない場合は、可能な限り早急に、できれば 2021 年 1 月 22 日までに、質問 13 に明記した連絡先まで、ブリタニヤおよびブリタニヤヨーロッパ宛にお知らせいただければ、本事業譲渡計画に関する異議を表明することができます。すべての異議は、聴取会の席上裁判所に提出いたします。

13. さらに詳しい情報は？

本事業譲渡についてさらに詳しくは、<https://britanniapandi.com/part-vii-transfer/> をご覧ください。または、+44 (0)20 7407 3588 へのお電話もしくは BritanniaPartVII@tindallriley.com 宛の E メールで、ブリタニヤチームまでご連絡いただくこともできます。

本事業譲渡計画の写し（本事業譲渡の条件を記載したもの）、シーフ氏の報告書、本事業譲渡計画の条件概要およびシーフ氏の報告書の要旨は、<https://britanniapandi.com/part-vii-transfer/> でご覧ください。

または、Tindall Riley (Britannia) Limited, Regis House, 45 King William Street, London EC4R 9AN（郵便宛先）にブリタニヤ宛の書面で、もしくは BritanniaPartVII@tindallriley.com 宛の E メールでご請求いただければ、これらの文書の写しを無償で提供いたします。